

※ 条文中、網掛け（）部分が、市独自内容を含んだ条文になります。準用規定により独自規定を適用している場合は、当該準用規定中の該当箇所に網掛けをしています。

例： 第１３条では、第６条（非常災害設備）、第７条（食事）、第９条（衛生管理等）及び第１０条（秘密保持等）の介護予防認知症対応型通所介護の規定を介護予防小規模多機能型居宅にも当てはめて適用する（これを準用といいます。）ため、「第６条、第７条、第９条及び第１０条」に網掛けをしています。）。

（仮称）流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（案）

目次

第１章 総則（第１条―第４条）

第２章 介護予防認知症対応型通所介護（第５条―第１０条）

第３章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第１１条―第１３条）

第４章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第１４条・第１５条）

第５章 適用（１６条）

附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準及び法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス それぞれ法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予

防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。

(2) 予防基準省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、**地域包括支援センター**、他の地域密着型介護予防サービス事業者(法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)又は介護予防サービス事業者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者)

第4条 法第115条の12第3項の条例で定める者は、法人とする。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針)

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(非常災害設備)

第6条 予防基準省令第7条第1項の非常災害に際して必要な設備については、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要なものを整備しなければならないものとする。

(食事)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(予防基準省令第11条第

1 項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、食事の提供に関し、食材料の地産池消に努めるものとする。

(非常災害対策)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、搬出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（予防基準省令第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針又はマニュアルを整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第10条 指定介護予防指定認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第

38号第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第11条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(サービスの質の評価)

第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を市に報告するとともに、公表し、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第13条 **第6条、7条、第9条及び第10条**の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第6条中「予防基準省令第7条第1項」とあるのは「予防基準省令第48条第1項」と、第7条中「予防基準省令第11条第1項」とあり、第9条第2項中「予防基準省令第13条第2項」とあるのは「基準省令第44条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第14条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第7項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生

活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第15条 **第6条、第7条、第9条、第10条及び第12条**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第6条中「予防基準省令第7条第1項」とあるのは「予防基準省令第73条第1項」と、第7条中「予防基準省令第11条第1項」とあり、第9条第2項中「予防基準省令第13条第2項」とあるのは「基準省令第70条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 適用

(適用)

第16条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令（平成24年厚生労働省令第30号による改正後の基準省令をいう。）に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。